

教育実習予定者 各位

教育実習委員会

教育実習に伴う麻疹（はしか）の免疫確認について

介護等体験予定者等ですでに免疫確認が済んでいる人（医師による診断書を得ている人）を除きますが、そうでない人は、事前に麻疹（はしか）の免疫確認を行うことが教育実習の必須条件とされています。

ついては、高等学校のみの免許状取得希望者をはじめ、まだ免疫確認を行っていない人は、下記の要領にしたがって免疫確認を行い、医師による「診断書」を提出してください。

記

診断書の提出期限：平成20年11月28日（金）（厳守）

診断書の提出先：学務部（10号館1階）（ただし、農学部は学生支援課）

※診断書の裏面に、学部・学科・学年・学籍番号・氏名を必ず記載してください。

※介護等体験予定者等で、すでに診断書を提出しているものは不要

【手順（参考）】

①「かつて麻疹にかかったことがある、過去にワクチンを接種済みなど、免疫があると考えられる場合」

→抗体検査→免疫確認→医師の「診断書」発行

（麻疹の抗体があると認められる証明が必要）

②「かつて麻疹にかかったことがない、過去にワクチン接種したことがないなど、免疫がないと考えられる場合」

→ワクチン接種→抗体検査→免疫確認→医師の「診断書」発行

（麻疹の抗体があると認められる証明が必要）

ただし、①であっても免疫があると確認されなかった場合には、②のワクチン接種を受けることになります。

また、ワクチン接種後、抗体を有するまでには通常1か月程度を要するといわれています。さらに、1度ワクチンを接種しても人によっては抗体を生じないことがあり、この場合は、再度ワクチン接種を行い、その後抗体の有無を再検査することが必要です。②の場合、免疫確認に短くて1か月、長ければ2か月かそれ以上の時間を要します。

なお、検査、診断書の発行に掛かる費用はすべて自己負担となります。

【問い合わせ先】 学務部